

メラミンが混入した中国産加工食品など輸入食品の安全対策について

中国からの輸入食品については、今年１月、中国産冷凍ギョウザに混入していた農薬により健康被害が生じるなど、我が国の食の安全に極めて深刻な影響を与える事態を引き起こしている。

今回、中国において、メラミンが混入した粉ミルクが原因とされる乳幼児の腎結石等の被害が生じており、メラミンが混入した牛乳及び乳製品を原材料とした加工食品の製造が明らかとなっている。この加工食品の一部が我が国にも輸入され、メラミンが検出された食品について、食品衛生法に基づく回収命令が発出される事態を招き、中国産輸入食品に対する国民の不信、不安は非常に大きなものとなっている。

また、我が国の食料自給率は４０％と低く、食料供給の多くを輸入に依存せざるを得ず、輸出国の食品事故が、直ちに我が国に重大な影響を及ぼす状況にある。

このため、政府において、下記のとおり早急に安全対策を講ずることを要請する。

記

- １ 牛乳及び乳製品を原材料とした中国産加工食品に関し、我が国への輸入実態について、関係自治体に情報提供するとともに安全確認のための支援を行うこと。
- ２ 牛乳及び乳製品を原材料とした中国産加工食品の輸入業者に対し、メラミン混入の有無を確認する検査を行うよう指導し、必要な場合は回収を指導すること。また、メラミンが混入した食品の情報を集約し、その安全性について科学的に検証して、結果を広く国民に公開すること。
- ３ 中国政府に対し、食品へのメラミン混入に関する正確な情報提供及び輸出食品の安全性確保のための抜本的な対策を早期に求めること。
- ４ 高濃度の農薬やメラミンの混入など、想定外の食品事件事故が多発する中国からの食品の輸入について、どのように安全性を確保するかを検討し防衛対策を確立すること。
- ５ 食品を輸入に頼ることは常にこうした危険性が伴うことから、国民が安心して安全な食品を食べることができるよう、食料行政の抜本的な改善を図ること。

平成２０年１０月１０日

指定都市市長会